

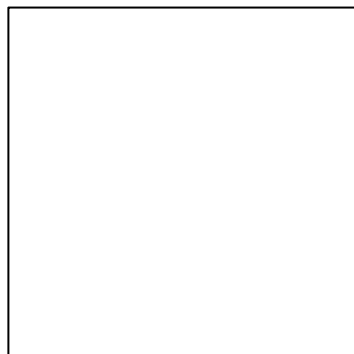
1次調査、2次調査を巡る課題と対応方針

- 建物内部の被害が大きい場合など、被災者によっては、当初から2次調査を希望するケースもある。
- 一方、2次調査は、1次調査に比べ、調査箇所が増え、追加の調査人員を要するなど、自治体の負担は増大。
- 能登半島地震では、2次調査の結果、1次調査より重い被害区分として判定されるケースが一定数存在したため、1次調査のあり方について、その精度を高める観点から更なる検討の余地があると考えられる。
- 国会では「半壊の壁(*)」と指摘を受けている。より迅速な被災者支援を的確に実施するためにも、1次調査の時点で、容易に「半壊」と判定できることとしたうえで、当初から2次調査を行う必要があると考えられる場合を併せて例示し、両者のバランスに配慮してはどうか。 (*) 公的支援策の多くは「半壊」以上を対象としていることから、「半壊」と判定されるか否かで、その後の生活再建に向けたプロセスが大きく変わることを例えたもの

2次調査の結果「半壊」以上の判定となった例



1次：準半壊
→ 2次：半壊



1次：準半壊
→ 2次：中規模半壊

【公的支援制度の例】

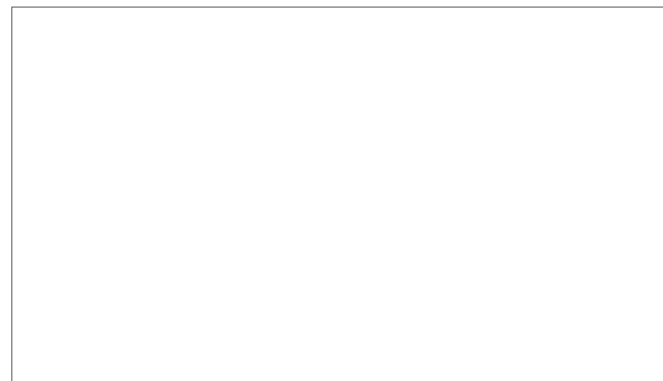
準半壊 ・ 住宅の応急修理 (上限約35万円)



半壊 ・ 住宅の応急修理 (上限約71万円)

- ・ 公費解体
- ・ 石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金 (最大300万円)
- ・ 仮設住宅への入居 (やむを得ず従前の住家を解体する場合)

2次調査の長期化に関する報道



日本経済新聞 (令和6年5月2日)

- ・ 「復旧費用に公的支援がどれだけ出るか見通せない」
- ・ 「輪島市は外観で判断する「1次調査」がほぼ終わったものの、判定に不服がある場合に住宅内を詳しく調べる「2次調査」が完了したのは申請数の37% (4月22日時点) にとどまる。」
- ・ 「七尾市では2次調査を希望してから実施まで2カ月以上先になるという。」

地震 1 次調査の精度向上（案）

【第 1 次調査】

(1) 外観による判定

- ① 一見して住家全部が倒壊
- ② 一見して住家の一部の階が全部倒壊
- ③ 一見して住家全部が流出又はずり落ち
- ④ 地盤の液状化等により基礎のいずれかの辺が全部破壊かつ基礎直下の地盤が流出・陥没
- ⑤ 地盤面の亀裂が住家直下を縦断・横断

いずれかに該当すれば

(2) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/20以上

いずれにも該当しない

(3) 部位※による判定

基礎の損傷率が75%以上

該当しない

該当しない

住家の損害割合

部位別構成比
屋根 : 15%
壁(外壁): 75%
基礎 : 10%

50%以上	全壊
40%～50%	大規模半壊
30%～40%	中規模半壊
20%～30%	半壊
10%～20%	
10%未満	

全壊

全壊

大規模半壊

中規模半壊

半壊

(4) 傾斜による判定

外壁又は柱の傾斜が1/60以上

いずれかに該当すれば

(5) 外観による判定

地震の揺れにより屋根、外壁及び建具が破壊されている場合
(「屋根」、「外壁」及び「建具」のそれぞれ1箇所以上に損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴ)に該当する損傷が発生)

該当しない

半壊

(6) 建具による判定

		建具の損傷率			
		0%～	10%～	30%～	40%～
住家の損害割合	10%～20%	準半壊		半壊	
	10%未満	一部損壊	準半壊		半壊

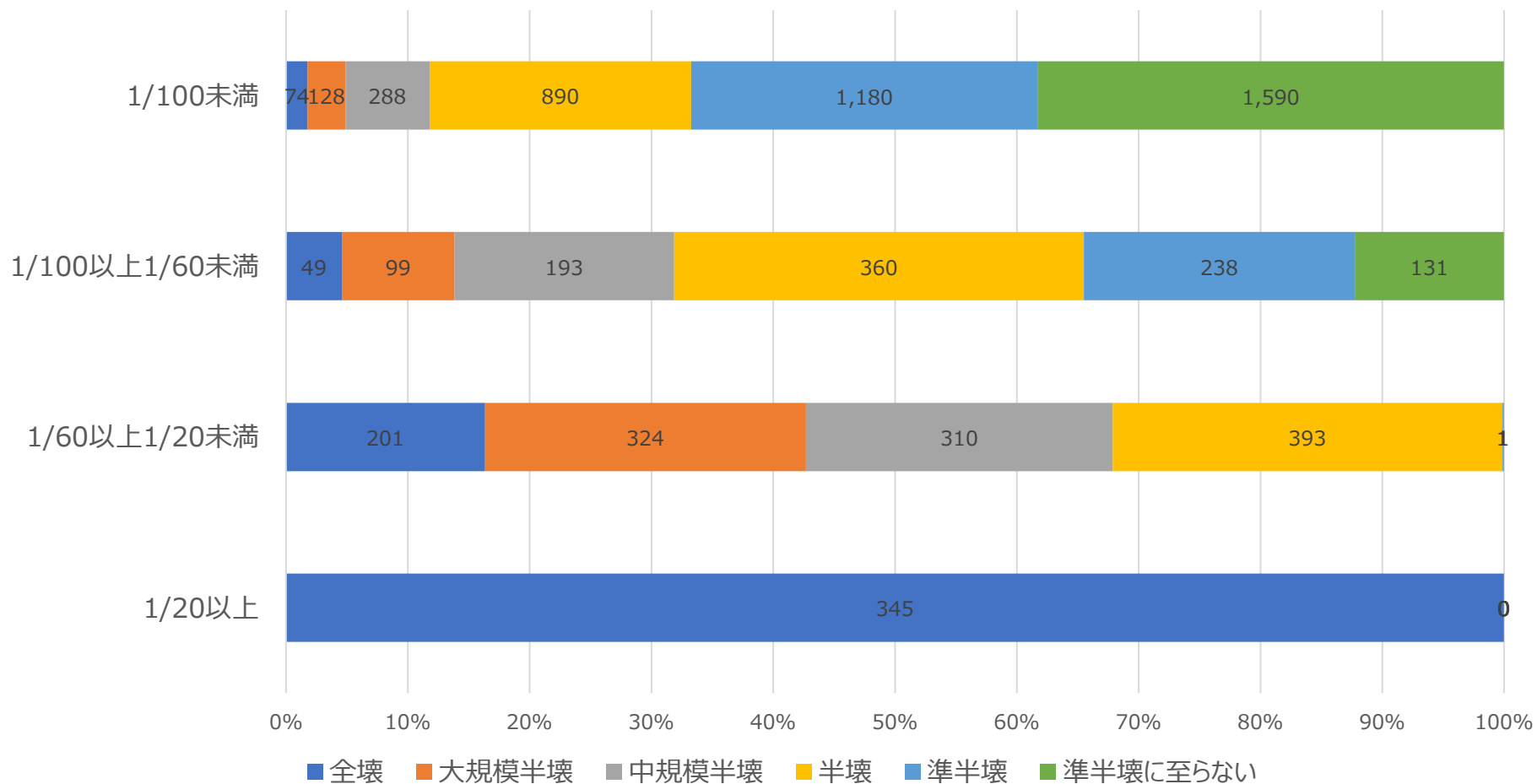
該当しない

傾き別の被害区分の分布（輪島市）

- 傾きが1/60未満の場合は、準半壊及び一部損壊の判定となる場合が一定程度あるが、1/60以上の場合、ほぼ全てが半壊以上と判定されている。

被害区分の分布（傾き別）

（R6.6.18時点）



2次調査から実施することが考えられる場合

- 内部立入調査を行う必要があると考えられる場合、2次調査から実施する場合として例示してはどうか。
- 具体的なケース、メリット・デメリットを併せて示してはどうか。

運用指針への記載（案）

※ 赤字下線部を追記

地震により被災した住家に対する被害調査は、第1次調査・第2次調査の2段階で実施する。ただし、調査棟数が少ない場合、内部立入調査を行う必要があると考えられる場合等においては、第1次調査を実施せず、第2次調査から実施することも考えられる。

内部立入調査を行う必要があると考えられる場合

例えば、以下の場合が考えられる

- ① 窓等から確認できる内部の損傷が大きい場合
- ② 申請書、窓口等での聞き取り等で得られた情報から、内部の損傷が大きいと考えられる場合
かつ
- ③ 外壁等の損傷が小さい、住家の正面しか確認できないなど、1次調査では損傷を判定に十分反映できないと考えられる場合

2次調査を並行して実施する場合のメリット・デメリット

例えば、以下のメリット・デメリットが考えられる

メリット	デメリット
➤ 内部立入調査を行う必要がある住家について、<u>迅速に被害区分が確定</u>し、被災者がその後の支援を迅速に受けられる ➤ 「内部を見て判定してほしい」という<u>被災者の希望</u>を叶えることができる	➤ <u>1次調査とは別に2次調査の体制構築が必要</u>となり、2次調査の件数も多くなる可能性がある ➤ 1次調査が実施されることとなった<u>被災者が不公平に感じる</u>恐れがある